

県民生活環境部

No. 19

制 度 名	地域住民のためのコンサート (公益財団法人 三井住友海上文化財団)	主管課名 文化振興 G 問合せ先 029-301-2824	生活文化課			
目的・趣旨	地域における文化の振興を支援するため、各地の公立文化ホール等を会場として地域住民へ廉価で質の高いクラシックコンサートを提供し、地域に音楽を楽しむ風土を培育する。					
〔対象団体〕 市町村						
〔対象事業〕 三井住友海上文化財団が提示した出演者によるコンサートを開催する。 また、コンサート開催に付随して、地域住民と出演演奏家の交流プラン（共演、鑑賞教室、子どもミニコンサート、レッスン）を希望することも可能。 ※交流プランについては、原則1プランにつき20千円を開催地主催者（市町村等）が負担し、それ以外を三井住友海上文化財団が負担する。						
〔補助要件等〕 (1)原則として都道府県、市町村及び三井住友海上文化財団の三者共同主催とするが、市町村が実質的な主催者となる。 (会場の指定管理者が主催事業として開催する場合は四者共同主催。) (2)地域住民がチケットを購入しコンサートに足を運び、音楽を楽しむ風土を育む観点から、入場料を無料または著しく低廉（一般1,000円未満）にすることは避ける。 ただし、高校生以下の入場料を無料または低廉にすることは可能。						
〔対象経費〕 (1)三井住友海上文化財団の負担経費 演奏家出演料、演奏家及び三井住友海上文化財団職員の交通費・宿泊費、大型楽器の運搬費 (2)市町村（開催地主催者）の負担経費 印刷費、広報費、会場費、交通費、その他（著作権料、ケータリング費、委託費）、交流プラン経費（開催料20千円まで、交流プラン実施にかかるその他費用（印刷費、会場費、現地での送迎等））						
〔経費負担割合〕						
区分		国	県	市町村	その他	
事業主体が市町村の場合		—	—	対象経費 ※上記記載	対象経費 ※上記記載	
〔令和6年度当初予算額〕 — 千円		〔令和6年度補助対象団体〕 守谷市				
〔備考〕 令和6年度実施事業の募集は終了。例年前年度の8月頃募集。						